

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年3月27日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	星	川	博	文

別紙

定例監査の結果に関する報告

- 1 監査の対象部署
監査委員事務局
- 2 監査の範囲
令和6年4月1日～令和8年2月10日
- 3 監査の実施期間
令和7年9月30日～令和8年2月10日
- 4 監査の方法
監査対象部署へあらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を調査するとともに、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。
監査の項目としては、以下のとおりである。
 - (1) 重点項目
ア 準公金の取扱事務について
 - (2) 一般項目
ア 契約に関する事務について
イ 財産の管理に関する事務について
ウ 補助金・交付金・負担金に関する事務について
エ 公金の取扱事務について
オ 組織に関する事務について
カ 人事に関する事務について
キ 庶務に関する事務について
- 5 監査の実施場所
豊川市役所監査委員室
- 6 監査の結果
監査の結果は、次のとおりである。
 - (1) 総括
監査の項目については、適正に執行されていると認められた。